

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日及び同月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）において、販売員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、D眼科に受診し「両結膜炎、両眼瞼周囲炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。請求人によると、平成〇年〇月〇日、上司から職場の同僚女性と話をすると繰り返し言われたこと等から、身体の感覚を壊され、眼が見えなくなり、目のアレルギー等が出現したという。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長がこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、職場の上司から同僚女性との会話を禁止されたこと等が原因で、本件疾病を発症した旨主張している。
- (2) 当審査会において、改めて一件記録を精査するも、医学的に本件疾病の発症原因は不明であることから、決定書理由に説示するとおり、本件疾病が業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。